

## 市原湖畔美術館（市原市水と彫刻の丘） 営利目的撮影に係る運用基準

市原湖畔美術館（市原市水と彫刻の丘）の館内及び敷地内を映画、テレビドラマ、コマーシャル、プロモーションビデオ、商品又は販売することを目的として作成する写真等のロケーションとして使用する撮影については、申請に基づき、企画内容を指定管理者が審査した上で、商業目的撮影の許可を行います。

### □許可条件

1. 市原市水と彫刻の丘の設置及び管理に関する条例第 5 条の禁止事項に抵触しないこと。
2. 施設管理上支障がないものであること。
3. 市原市水と彫刻の丘の利用時間内に撮影する場合は、最低限の人数により行い、利用者の通行などを妨げないこと。
4. 許可された時間及び撮影許可範囲を守ること（許可された時間内で準備や後片付けをすること）。
5. 原則として、施設又は設備を移動又は改造しないこと。ただし、やむを得ず施設に特別の設備をし、又は変更を加えようとするときは指定管理者の許可を得ること。撮影終了後は、施設及び設備の原状回復を行うとともに、発生したごみ等は利用者の責任で処理すること。
6. 指定管理者の指示に従うこと。従わない場合は、撮影を中止させることがあります。
7. 撮影で必要となる電源は、利用者が用意すること。
8. 撮影により施設、設備等に損傷等が生じたときは、修理実費を負担すること。
8. 臭いや音の発生を伴うものは、原則使用しないこと。
9. 撮影に伴う成果物のクレジットは「撮影協力：市原湖畔美術館」と明記すること。

### □撮影利用料

上記の許可を受けた場合は、次の撮影利用料を支払うものとする。ただし、報道等の取材に伴う撮影の場合は、徴収しない。

※報道等の取材とは、新聞、雑誌、報道番組など、市原湖畔美術館の名称を掲出し、施設又は事業内容を紹介する取材とする。

#### (1) 業としての写真撮影利用料

開館時間内 1時間につき 6,400円

開館時間外 1時間につき 8,000円

#### (2) 業としての映画等撮影利用料

開館時間内 1時間につき 12,800円

開館時間外 1時間につき 16,000円

※撮影時間には、準備・後片付けの時間を含むものとする。

### □申請方法

水と彫刻の丘撮影利用許可申請書を提出

## 市原市水と彫刻の丘の設置及び管理に関する条例（抜粋）

（行為の禁止）

第5条 水と彫刻の丘を利用する者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる行為をしてはならない。

- （1） 公の秩序又は善良の風俗を乱す行為
- （2） 他の利用者に危害を及ぼし、又は他の利用者の迷惑になる行為
- （3） 水と彫刻の丘の施設若しくはその附属設備又は美術品等（美術品及び美術品に関する資料をいう。以下同じ。）を損傷し、又は汚損する行為
- （4） 指定管理者の許可のない広告物の掲示若しくは配布、看板若しくは立札の設置又はこれらに類する行為
- （5） 許可を受けた施設以外での物品等の展示、発表、宣伝、販売、募金その他これらに類する行為
- （6） 所定の場所以外において喫煙又は火気の使用をする行為
- （7） 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が掲示をもって禁じた行為